

# 第13回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

株式会社Sun Asterisk

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守を徹底するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、社内研修及び教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めています。
  - b. 代表取締役直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っています。また随時、問題点や今後の課題などを代表取締役に報告する体制を整備しています。
  - c. 法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっています。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。  
当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予想して計測するとともに、予防に努めています。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役に報告され迅速かつ適切な措置を講じています。
  - b. 個人情報をはじめとする情報セキュリティに関するリスクについては、リスクマネジメント委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
  - c. その他の有事においては、代表取締役を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しています。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しています。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じています。

- ⑤ 当社並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って経営管理部門が統括管理し、各関係部門が連携して行っています。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けています。
  - b. 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施しています。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査室においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
  - b. 内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。
  - c. 内部監査室の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしています。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- a. 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。また、常勤の監査等委員は経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしています。
  - b. 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしています。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知しています。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない

場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- b. 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担します。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しています。また、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けています。
  - b. 常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっています。また、リスクマネジメント委員会等へも出席し、インシデント等の情報共有を行っています。
- ⑪ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の基本方針を定めています。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしています。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況
- 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持しています。なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みですが、引続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでいきます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各部署において、その適切な運用に努めるとともに、当社の内部監査室が内部監査において検証を行っています。また、当社の内部監査室はその検証結果を内部監査報告書として代表取締役及び監査等委員会に対し、報告を行っています。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から )  
( 2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,731	1,716	6,468	△520	9,396
当連結会計年度変動額					
新株の発行	28	28			56
親会社株主に帰属する 当期純利益			476		476
自己株式の取得				△155	△155
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額 ( 純額 )					
当連結会計年度変動額合計	28	28	476	△155	376
当連結会計年度末残高	1,759	1,744	6,944	△676	9,772

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	29	868	897	0	10,294
当連結会計年度変動額					
新株の発行				△0	56
親会社株主に帰属する 当期純利益					476
自己株式の取得					△155
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額 ( 純額 )	127	△135	△8		△8
当連結会計年度変動額合計	127	△135	△8	△0	368
当連結会計年度末残高	157	732	889	0	10,662

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## ・連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

6社

- ・主要な連結子会社の名称

Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd

株式会社Sun terras

株式会社NEWh

株式会社Trys

株式会社グローバルギア

当連結会計年度において、株式会社グローバルギアの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めています。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

株式会社CROSTA

SPIKE TECHNOLOGIES PTE. LTD.

株式会社KOGO technologies

株式会社GROWGRIT

当連結会計年度において、株式会社KOGO technologies及び株式会社GROWGRITを新たに設立し、非連結子会社に含めています。

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

- ・非連結子会社

株式会社CROSTA

SPIKE TECHNOLOGIES PTE. LTD.

株式会社KOGO technologies

株式会社GROWGRIT

当連結会計年度において、株式会社KOGO technologies及び株式会社GROWGRITを新たに設立し、持分法を適用しない非連結子会社に含めています。

・ 関連会社

Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.

LABHOK Co., Ltd

・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用の範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、デジタル・クリエイティブスタジオ事業という単一セグメントの中で、クリエイティブ&エンジニアリング、タレントプラットフォーム及びインキュベーションその他という3つサービスラインを有しています。これらのサービスから生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しています。対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

イ. クリエイティブ&エンジニアリング

クリエイティブ&エンジニアリングでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと、準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、期間のごく短い契約について、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しており、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しています。また、期間のごく短い契約以外については、作業の進捗により一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しています。

他方、準委任契約のうち成果完成型の準委任契約に基づく履行義務は、期間のごく短い契約について、その役務が完了し成果物の納品が行われた時点で充足されると判断しており、成果物の納品が行われた時点で収益を認識しています。また、期間のごく短い契約以外については、作業の進捗により一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しています。また、準委任契約のうち成果完成型以外の準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき当社専門家等により役務を提供するものであるため、稼働に応じて履行義務が充足されると判断しており、稼働実績に応じて収益を認識しています。

#### ロ. タレントプラットフォーム

タレントプラットフォームにおいても、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、人材紹介契約に基づくもの、人材派遣契約に基づくもの、準委任契約に基づくものに大別されます。

人材紹介における履行義務は、顧客企業が求める候補者を紹介するサービスを提供することです。当該履行義務は、当社から顧客へ紹介した人材である候補者について顧客が採用を決定し、指揮命令下におかれた時点において充足すると判断し、当該候補者が顧客に入社した時点で収益を認識しています。そのうち、海外の新卒採用サポートサービスにおける履行義務は、弊社が顧客企業および顧客企業が求める優秀な海外の学生が参加するジョブフェアを開催して採用の機会を提供し、他方、日本で就業を希望する学生には、日本で就業する準備をサポートすることです。当該履行義務は、当社が主催するジョブフェアに参加した優秀な学生について顧客が採用を決定し、大学の卒業や日本への入国手続きを含めた日本へ渡航準備が完了した時点において充足すると判断し、過去の実績などを勘案した結果、在留資格認定証明書を申請した時点で収益を認識しています。早期退職返金条項の定めのある契約においては、変動対価に関する定めに従い、将来返金されると見込まれる金額について、顧客への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしています。

人材派遣契約及び準委任契約における履行義務は、契約に基づき派遣社員及び当社専門家等により役務を提供するものであるため、稼働に応じて履行義務が充足されると判断しており、稼働実績に応じて収益を認識しています。

#### ハ. インキュベーションその他

インキュベーションその他では、主にクリエイティブ受託サービスやスマートフォン向けアプリの共同運営などを行っています。

クリエイティブ受託サービスでは、顧客に対して請負契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。請負契約に基づく履行義務は、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しており、顧

客による検収が行われた時点で収益を認識しています。

また、スマートフォン向けアプリの共同運営では、各種デジタルコンテンツ配信、動画サービスの提供などを行っています。コンテンツホルダーが所有する各種コンテンツを提供する義務又は顧客である利用者が各種コンテンツを受領できる環境を提供する義務を負っており、スマートフォンアプリを通じて当該コンテンツが利用者に提供された時点で、履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しています。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に費用として処理しています。

##### ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

##### ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（10年～15年）で均等償却することとしています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

ません。

### 3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社及び国内子会社は、定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より減価償却方法を定額法に変更しました。

この変更は、前連結会計年度から財務報告高度化を目的とするプロジェクトを開始したことを契機に、当社グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社及び国内子会社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社及び国内子会社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものです。

なお、この変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 906百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主に子会社株式を取得した際に発生したものです。

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

なお、前連結会計年度末において減損の兆候を識別した株式会社Trysののれんにつきましては、当連結会計年度において、のれんについて営業活動から生じる損益等の継続的なマイナスの有無、事業に関する経営環境の著しい悪化、あるいはそのような見込みの有無等を検討しました。加えて、株式取得時および前連結会計年度末に策定した事業計画の達成状況、また取締役会にて承認された最新の将来事業計画の実現可能性を検討した結果、のれんについて減損の兆候は識別されませんでした。また、同社の事業計画の策定にあたっては、クリエイティブ受託サービス売上高における売上高および人員計画を主要な仮定としており、当連結会計年度末における当該のれんの残高は287百万円です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化や顧客需要の変動など外部要因によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 1,360百万円 (非上場株式等)

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価に当たっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、その超過収益力等の毀損の有無を判断しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断し、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 673百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 39,115,080株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,464,920株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定しています。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達しています。なお、デリバティブ取引は行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整

備を行った上で実行する方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主にキャピタルゲインを目的として保有している非上場株式及び非上場会社の新株予約権付社債です。非上場会社は一般に景気の動向の変動を受けやすく、経営資源にも限界があるため、経営状況及び財務状況の変化に伴い、出資元本を割り込むリスクがあります。また、活発な市場が存在しない、非上場会社株式は譲渡制限があるなど、流動性リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、最終返済は決算日後、最長で7年後です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、グループ経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

ハ. 重要資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきグループ財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません(注2)を参照ください。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 その他有価証券	1,005	1,005	—
資産計	1,005	1,005	—
長期借入金 (*1)	2,083	2,083	—
負債計	2,083	2,083	—

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めています。

(注1) 有価証券に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償 却 原 価	連結貸借対照 表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	248	454	205
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	債券 (社債)	515	495	△19
	その他	56	56	—
合計		819	1,005	185

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	294
その他	60

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,560	—	—	—
売掛金 及び契約資産	1,787	—	—	—
投資有価証券 債権(社債)	—	495	—	—
合計	12,348	495	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	306	306	306	306	306	553
合計	306	306	306	306	306	553

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	454	—	—	454
債権（社債）	—	—	495	495
その他	—	—	56	56
資産計	454	—	551	1,005

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,083	—	2,083
負債計	—	2,083	—	2,083

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

一方で、当社が保有している社債は、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としているため、その時価をレベル3に分類しています。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しています。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	クリエイティブ &エンジニアリング	タレントプラット フォーム	インキュベーショ ンその他	合計
準委任契約	10,619	1,766	93	12,479
請負契約	610	－	663	1,273
その他	－	372	709	1,082
顧客との契約から生じる収益	11,229	2,138	1,466	14,835
外部顧客への売上高	11,229	2,138	1,466	14,835

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	1,670	1,755
契約資産	－	31
契約負債	453	614

契約資産は、主として準委任契約に基づくサービスについて、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の前受金残高に含まれていたものは280百万円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、顧客との契約は存在しているものの、充足していない履行義務

で、将来、その履行義務を充足する又は充足するにつれて収益を認識する履行義務の金額を表しています。残存履行義務に配分した取引価格は、主にタレントプラットフォームから生じています。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年内	410
2年内	203

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	279円75銭
1株当たり当期純利益	12円59銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	12円11銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、株式会社MIXENSEの発行済株式の100%を取得し、子会社化することについて決議しました。

これに基づき2026年1月5日付で同社の株式を100%取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社MIXENSE

事業の内容：ソフトウェア受託開発事業

#### ②企業結合を行った主な理由

株式会社MIXENSEは、「お客様自身のビジネスに集中できる環境を提供する」を掲げ、業務系システム開発及び制御系システム開発等、様々な分野において、顧客のニーズに応じた各種システム開発を行っています。提案力、技術力、柔軟性で高い評価を得ており、大手通信キャリア企業を始めとした顧客と長期間に渡り取引を継続しています。

今回の株式取得により、株式会社MIXENSEをグループに迎えることで、当社グループの担う「デジタルイノベーション」領域における提供価値を拡張し、さらに顧客基盤の連携や経営リソースの相互活用といったシナジーを生み出すことでDX支援をより強固なものとし、「誰もが価値創造に夢中になれる世界」というビジョンの実現を目指します。

③企業結合日

2026年1月5日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社MIXENSE株式を100%取得することによるためです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金（未払金含む）	900百万円
取得原価		900百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算額） 51百万円

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(6) 支払資金の調達方法及び支払方法

銀行借入及び自己資金により充当しています。

#### (多額な資金の借入)

当社は、2026年1月21日の取締役会において、株式会社みずほ銀行より、特別当座借越契約に基づき、借入を実行することを決議し、以下のとおり借入を行っています。

資金用途	運転資金
借入先	株式会社みずほ銀行
借入総額	1,500百万円
借入利率	変動金利
借入実行日	2026年1月28日
返済方法	分割返済
返済期限	2027年1月28日
担保の状況	無担保

#### (募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2026年1月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び上級役職員並びに当社子会社の取締役に対し、新株予約権を発行することを決議しました。

##### (1) 新株予約権の募集の目的及び理由

株主の皆様と目線を合わせ、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的に、当社の取締役及び上級役職員並びに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものです。

##### (2) 新株予約権の数

12,300個 (新株予約権1個あたりの目的となる株式数 100株)

##### (3) 新株予約権の発行価額

本新株予約権1個あたり200円

##### (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,230,000株

##### (5) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個あたり 45,500円 (1株あたり 455円)

##### (6) 新株予約権を行使することができる期間

2029年4月1日から2032年3月31日まで

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年12月期において、当社の有価証券報告書における監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された連結売上総利益が、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度（以下、「行使可能割合」という。）として行使することができる。

- (a)連結売上総利益が11,000百万円以上となった場合 行使可能割合：70%
- (b)連結売上総利益が12,000百万円以上となった場合 行使可能割合：80%
- (c)連結売上総利益が13,000百万円以上となった場合 行使可能割合：90%
- (d)連結売上総利益が14,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%

なお、上記における連結売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、割当日から2027年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の割当日

2026年2月27日

(10) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	2,000個
当社上級役職員	27名	9,300個
当社子会社取締役	3名	1,000個

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,731	1,716	1,716	1,343	1,343	△520	4,270
当期変動額							
新株の発行	28	28	28				56
当期純損失(△)				△556	△556		△556
自己株式の取得						△155	△155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	28	28	28	△556	△556	△155	△655
当期末残高	1,759	1,744	1,744	787	787	△676	3,615

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	29	29	0	4,300
当期変動額				
新株の発行			△0	56
当期純損失(△)				△556
自己株式の取得				△155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	127	127		127
当期変動額合計	127	127	△0	△528
当期末残高	157	157	0	3,772

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 5～8年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、デジタル・クリエイティブスタジオ事業という単一セグメントの中で、クリエイティブ&エンジニアリング、タレントプラットフォーム及びインキュベーションその他という3つサービスラインを有しています。これらのサービスから生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しています。対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

① クリエイティブ&エンジニアリング

クリエイティブ&エンジニアリングでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと、準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、期間のごく短い契約について、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しており、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しています。また、期間のごく短い契約以外については、作業の進捗により一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しています。

他方、準委任契約のうち成果完成型の準委任契約に基づく履行義務は、期間のごく短い契約について、その役務が完了し成果物の納品が行われた時点で充足されると判断しており、成果物の納品が行われた時点で収益を認識しています。また、期間のごく短い契約以外については、作業の進捗により一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しています。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しています。また、準委任契約のうち成果完成型以外の準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき当社専門家等により役務を提供するものであるため、稼働に応じて履行義務が充足されると判断しており、稼働実績に応じて収益を認識しています。

② タレントプラットフォーム

タレントプラットフォームにおいても、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、人材紹介契約に基づくものと、準委任契約に基づくものに大別されます。

人材紹介における履行義務は、顧客企業が求める候補者を紹介するサービスを提供することです。当該履行義務は、当社から顧客へ紹介した人材である候補者について顧客が採用を決定し、指揮命令下におかれた時点において充足すると判断し、当該候補者が顧客に入社した時点で収益を認識しています。そのうち、海外の新卒採用サポートサービスにおける履行義務は、弊社が顧客企業および顧客企業が求める優秀な海外の学生が参加するジョブフェアを開催して採用の機会を提供し、他方、日本で就業を希望する学生には、日本で就業する準備をサポートすることです。当該履行義務は、当社が主催するジョブフェアに参加した優秀な学生について顧客が採用を決定し、大学の卒業や日本への入国手続きを含めた日本へ渡航準備が完了した時点において充足すると判断し、過去の実績などを勘案した結果、在留資格認定証明書を申請した時点で収益を認識しています。早期退職返金条項の定めのある契約においては、変動対価に関する定めに従い、将来返金されると見込まれる金額について、顧客への将来の返金見込額を見積り、返金負債を計上することとしています。

準委任契約における履行義務は、契約に基づき当社専門家等により役務を提供するものであるため、稼働に応じて履行義務が充足されると判断しており、稼働実績に応じて収益を認識しています。

③ インキュベーションその他

インキュベーションその他では、主にスマートフォン向けアプリの共同運営などを行っています。

スマートフォン向けアプリの共同運営では、各種デジタルコンテンツ配信、動画サービスの提供などを行っています。コンテンツホルダーが所有する各種コンテンツを提供する義務又は顧客である利用者が各種コンテンツを受領できる環境を提供する義務を負っており、スマートフォンアプリを通じて当該コンテンツが利用者に提供された時点で、履行義務が充足されたものと判断して収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

② 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社は、定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しておりましたが、当事業年度の期首より減価償却方法を定額法に変更しました。

この変更は、前事業年度から財務報告高度化を目的とするプロジェクトを開始したことを契機に、当社グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものです。

なお、この変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式等) 1,360百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## (2) 関係会社株式の評価

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,997百万円（うち、株式会社Trys 571百万円）

### ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としており、そのうち株式会社Trysの関係会社株式に係る取得価額は571百万円です。株式会社Trysの関係会社株式は、取得時に同社の純資産に加え、同社の将来の事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得価額を決定しています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しています。超過収益力が減少し、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行うこととしていますが、将来の事業計画に基づき、超過収益力が低下していないと判断しているため、減損処理を行っていません。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	280百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	344百万円
短期金銭債務	575百万円
長期金銭債権	109百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	41百万円
売上原価	5,108百万円
販売費及び一般管理費	254百万円
営業取引以外の取引高	2百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,000,132株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6百万円
貸倒引当金	76百万円
賞与引当金	41百万円
株主優待引当金	33百万円
資産除去債務	18百万円
投資有価証券評価損	42百万円
関係会社株式評価損	39百万円
税務上の繰越欠損金	94百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	366百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	94百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	236百万円
評価性引当額小計	330百万円
繰延税金資産合計	36百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5百万円
その他有価証券評価差額金	75百万円
繰延税金負債合計	80百万円
繰延税金負債の純額	44百万円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Sun Asterisk Vietnam Co.,Ltd	所有 直接 100%	役員の兼任 業務の委託	ソフトウェア開発 の委託等(注)1	4,398	買掛金	365
子会社	株式会社Sun t e r r a s	所有 直接 100%	役員の兼任 業務の委託	ソフトウェア開発 の委託等(注)1	543	買掛金	178
子会社	株式会社NEWh	所有 直接 100%	役員の兼任 業務の委託	管理業務の受託等 (注)1	-	立替金	131
子会社	株式会社Trys	所有 直接 100%	役員の兼任 業務の委託 資金の貸付	資金の貸付 (注)2	170	短 貸 付 期 金	170
子会社	SPIKE TECHNOLOGIES PTE. LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)2.3	-	貸 倒 懸 念 債 権	109

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 市場金利を勘案して利率を決定しています。

3. 子会社への貸付金に対し、109百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において6百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 98円98銭

1株当たり当期純損失(△) △14円71銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載していません。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。